

令和6年度

尼崎市商業活性化支援制度

外国人観光客の  
受入を推進！

## 商店街等インバウンド支援事業補助金

コロナ後の外国人旅行客の増加や大阪・関西万博の開催に合わせ、商店街等が実施する外国人向けの広報活動や受入環境整備などに関する取組に対して、補助金を交付します。

### 対象となる事業者

※原則、空店舗率70%未満

- 商店街振興組合
- 小売市場協同組合
- 任意の商店街、小売市場
- 小売市場・商店街に属する事業者で組織する5人以上の任意グループ



### 申請受付期間


令和6年4月1日～  
事業着手予定日の2週間前

※事業の実施期限は、令和7年3月31日まで

**補助率：補助対象経費の1/4以内**  
**補助限度額：50万円**

※1事業者（団体）につき申請1回のみ

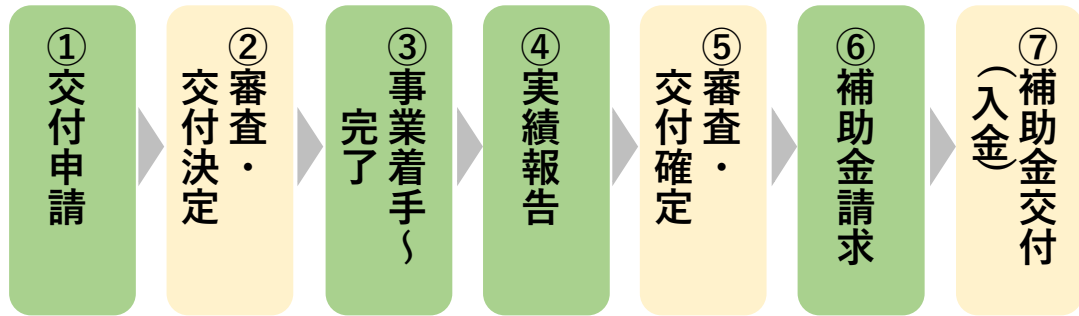
### 補助対象事業

対象事業	事例
外国人向け広報活動	ホームページの多言語化対応 PR動画の作成・発信 など 
外国人受入環境整備	外国人観光客接遇マニュアルの作成 デジタルサイネージの設置 多言語マップやパンフレットの作成 など
おもてなし企画の実施	外国人向けツアーやイベントの実施 外国人向け食事メニューの開発 など

## 補助対象経費

外国人向けの広報活動や受入環境整備などを実施する経費  
通信運搬費、印刷費、消耗品費、会場借料、人件費、委託料、  
専門家謝金、専門家旅費など

## 申請手続きの流れ



申請者（事業者）様の  
対応となります



## 事業の申請にあたって

- ・ 申請様式は、尼崎市ホームページからダウンロードしてご利用ください。
- ・ 申請は、補助金交付申請書に必要書類を添えて、(公財)尼崎地域産業活性化機構へ郵送又は持参にて提出してください。
- ・ **申請は、事業着手日の2週間前まで**にお願いします。
- ・ 補助金の交付決定額が予算の上限に達し次第、受付を終了いたします。
- ・ 同一事業者が複数の補助対象事業を行う場合、全事業の経費を合算して50万円です。

詳細は[尼崎市役所ホームページ](#)をご覧ください。

尼崎市 商業活性化支援制度



申請  
・  
問い合わせ

公益財団法人尼崎地域産業活性化機構 事業課  
(尼崎市中小企業センター アイル 4階)  
〒660-0881 尼崎市昭和通2丁目6-68  
電話 06-6488-9565 FAX 06-6488-9549